

届出が必要な加算等及び添付書類(介護予防支援)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、ご確認ください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）及び介護給付費算定に係る体制状況一覧表（別紙1-2）の他に次の添付書類を提出してください。

届出が必要な加算等	添付書類	既存事業所における届出状況別の取扱い
地域包括支援センター (施設等の区分)		新設
居宅介護支援事業者 (施設等の区分)		新設 指定申請時に併せて届出が必要
特別地域加算		
中山間地域等における小規模事業所		

空欄の箇所については、令和6年3月の情報を引き継ぎます。